

旅行業における電子商取引に係る検討委員会報告書

平成19年6月

旅行取引は電子商取引の中でも最も成長が期待されている分野の一つで、旅行に関わる電子商取引市場の規模は急拡大を続けている。このような中、狭義の旅行業界にとどまらず、広く観光関連業界が、今後の電子商取引市場の拡大に向け、様々な取り組みを進めているところである。

この電子商取引は、技術の進歩とともに、旅行者にとって多大な便益をもたらしてきた一方で、旅行業の登録を受けていないインターネットプロバイダーによる宿泊予約サイトにおける取引上のトラブルや旅行者が取引の簡便さのみを追求し、取引条件の確認不足や旅行業者による説明不足によるトラブルも生じている。また、旅行取引形態の多様化も進んでおり、インターネットサイトの販売形態や関連事業者にとどまらず、新たな媒体として携帯電話の出現、旅行者・消費者による旅行商品のオークション出品など、従来は必ずしも想定していなかった旅行取引形態が次々に現れている。従って、トラブル防止の観点や新たな旅行取引形態に対する旅行業法の適用関係について、旅行者保護の観点から早急に整理を行う必要があることから、本検討委員会を立ち上げ、旅行業における電子商取引を巡る消費者保護上の諸問題について、主に旅行契約手順の標準化、旅行業法の適用関係の整理等の観点から検討を行ってきたところである。

検討結果において、今後の取り組みの方向性につき以下のような一定の結論を得たことにより、この報告書を踏まえ、電子商取引に関する公的なガイドライン等を作成することにより、旅行業における電子商取引の一層の発展を期待している。

旅行業における電子商取引に係る検討委員会」委員名簿

座 長

大塚 英作 横浜国立大学総合情報処理センター長
経営学部教授

委 員

三浦 雅生 弁護士

八田 眞子 消費生活専門相談員

石山 醇 (社)日本旅行業協会 事務局長

小久保 正保 (社)全国旅行業協会 事務局長

鎌木 伸一 (株)ジェイティービー 総務部法務室長

野中 雅彦 近畿日本ツーリスト(株) Web営業部長

岳野 昭英 楽天トラベル(株) 常務執行役員

高橋 淳 (株)リクルート 国内旅行カンパニーMP部COO

花角 英世 国土交通省 総合政策局観光事業課長

検討委員会開催概要

開催日		議 事
平成 18 年 5 月 10 日	第1回検討委員会	(1) 本検討委員会の設置の趣旨について (2) 旅行業法の体系について (3) インターネット取引検討部会報告書について (4) 旅行広告・取引条件説明書面ガイドラインについて (5) 今後の検討スケジュールについて (6) 意見交換 (7) その他
6 月 12 日	第2回検討委員会	(1) インターネット取引及びコンビニ取引に係る制度の現状について (2) 取引の適正化に向けた論点について (3) 意見交換 (4) その他
7 月 26 日	第3回検討委員会	(1) 第2回検討委員会での論点の取りまとめについて (2) 旅行商品のインターネット販売の模式図について (3) インターネットでの取引形態等に係る論点について (4) 意見交換 (5) その他
12 月 22 日	第4回検討委員会	(1) 第3回検討委員会での論点の取りまとめについて (2) インターネットでの取引形態等に係る論点について (3) 意見交換 (4) その他
平成 19 年 6 月 5 日	第5回検討委員会	(1) ポータルサイトへの旅行業法の適用について (2) 意見交換 (3) 旅行業における電子商取引に係る検討委員会報告書（案）について (4) 意見交換

【インターネットでの取引について】

インターネットでの取引については、今までの取引形態を参考にしつつ、技術の進歩に対応するために以下のとおり旅行業法の適用関係を整理する。

○論点1 問い合わせ先営業所の営業時間と取引可能時間との関係等

- 取引に伴う問い合わせについては、電話や対面による問い合わせ窓口を設けずに電子メールによる問い合わせのみとすることも可とする。従って、問い合わせ先営業所の営業時間と取引可能時間を一致させる必要もない。

○論点2 旅行業務の取扱いの料金、旅行業約款、標識の掲示の方法

- 料金等の情報については、トップページからリンクを張っておくことにより、実態上、容易に閲覧が可能となること等を踏まえ、サイトのトップページからリンクを張ることにより掲示すれば足りることとする。

○論点3 取引条件説明の方法

- 画面上に取引条件説明書面が掲示され、その内容を了承した旨を表すアイコンをクリックする等の方法により旅行者が何らかの意思表示をした場合に限り、取引条件説明が行われたとみなし、取引を進めることができることとする。

○論点4 取引条件説明書面及び契約書面の交付の方法

- 旅行者の承諾を得た上で、旅行者に対してメールにて送付する方法等をとることや、旅行者から電磁的方法により提供を受けない旨の申し出があったときは当該方法を用いないことなど、旅行業法等に規定されている措置の遵守を徹底することとする。

○論点5 取引条件説明書面及び契約書面の交付を電磁的方法で行う場合の旅行者の承諾の方法

- 取引条件説明書面及び契約書面の電磁的方法での交付については、論点4を踏まえれば、その都度、旅行者の承諾を得た上で行うことが必要であるが、一方で、旅行者にとっては煩雑さが増すとの意見もあった。

このため、画面上に取引条件説明書面を掲示する際など適時において、取引条件説明書面及び契約書面の交付をともに電磁的方法で行うことを希望しない場合の手続き等についてもあわせて記載することとし、その上でともに電磁的方法で交付することを了承する旨を表すアイコンをクリックする等の方法により旅行者が何らかの意思表示をした場合に限り、取

引条件説明書面及び契約書面の交付を電磁的方法で行うことを旅行者が承諾したと見なし、取引を進めることができる措置を講じることとする。

なお、旅行開始日当日等における契約など、郵送等による交付が不可能である場合には、その旨を明示し、郵送等による方法については記載しないことができることとする。

○論点6 その他にルールとして規定することとする措置

- i) 旅行者によるデータの二重送信や誤入力を防止するための方法として、入力内容を確認する画面を設け、これを確認した旨のアイコンをクリックする等の方法により旅行者が何らかの意思表示をした場合に限り、契約締結に至ることとする。
- ii) システムバグ等により、入力内容と旅行業者が送付する契約内容確認のためのメールの内容が異なった場合にどちらが優先するのか、また、優先することとされた内容につき変更を申し出る場合の手続き等について、i) の入力内容の確認画面等において、あらかじめ明示することとする。

【コンビニエンスストア設置の端末機における取引について】

インターネットでの取引についての整理を踏まえ、コンビニエンスストア設置の端末機における取引については、以下のとおり整理し、あわせて、「コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売について」（平成9年運観旅第273号）を改正した。

○論点7 端末機に備え付けられている電話機を使用した取引条件説明

→ 論点3と同様の整理とし、コンビニエンスストア等における端末機への電話の設置義務を廃止する。

○論点8 端末機を管理している営業所の営業時間内に限定した端末作動時間

→ 論点1と同様の整理とし、コンビニエンスストア等における端末機の作動時間の制限を廃止する。

【ポータルサイトへの旅行業法の適用について】

旅行取引について、従来は想定されていなかった販売形態が出現してきており、これらの販売形態に対する旅行業法の適用関係を以下のとおり整理する。

○論点 9 ISP（インターネット・サービス・プロバイダー）の運営するサイトから当該旅行業者の運営するサイトに移動し、契約が締結される場合 【参考 1-1】のパターン 2 に該当】

・ケース 1 旅行業者が当該 ISP の運営するサイトに広告を表示することについて支払う対価が定額である場合

・ケース 2 旅行業者が当該 ISP の運営するサイトに広告を表示することについて支払う対価が当該サイトを經由して成立した契約数に応じた額である場合

→ 広告表示の対価が定額であるか成立した契約数に応じた額にかかわらず、ISP が契約の当事者ではなく、旅行者は別の者（広告を表示している旅行業者）と契約するものであることが明確となっていれば、ISP には、旅行業者の登録は不要とする。

「別の者と契約するものであることが明確となって」いるか否かの具体的判断基準としては、遅くとも予約入力画面から予約確認画面に移行する際（すなわち、予約入力画面に入力された情報を送信する際）に旅行業者又はサービス提供事業者との取引となる旨が明確に表示されているか否かで判断することとし、このような表示が行われている場合には、ISP の旅行業の登録は不要とする。

○論点 10 ISP がサービス提供事業者から販売枠の提供を受け、ISP の名前で販売する場合【参考 1-1】のパターン 3 に該当】

→ ISP がサービス提供事業者から販売枠の提供を受け、自らの名前で販売する場合は、旅行者においては、旅行者と ISP との間で旅行取引が行われるものであると認識されることから、ISP の旅行業の登録は必要とする。

○論点 11 ISP がサービス提供事業者サーバ上のシステムを有償で提供し、それぞれのサービス提供事業者が販売を行う場合【参考 1-1】のパターン 4 に該当】

→ 旅行者が、ISP がサービス提供事業者の提供するサービスについて、旅行業務を行うものではないこと（サービス提供事業者との直接契約であること）が明確となっていれば、ISP には、旅行業の登録は不要とする。
「旅行業務を行うものではないことが明確となって」いるか否かの具体的判

断基準としては、遅くとも予約入力画面から予約確認画面に移行する際（すなわち、予約入力画面に入力された情報を送信する際）に旅行業者又はサービス提供事業者との取引となる旨が明確に表示されているか否かで判断することとし、このような表示が行われている場合には、ＩＳＰの旅行業の登録は不要とする。

【多様化する事業者に対する旅行業法の適用について】

次のような旅行者以外の事業者が、インターネットで旅行取引を行っているケースが散見されるため、これらの事業者に対する旅行業法の適用関係を以下のとおり整理する。

○論点 1 2 旅行取引を行う者が NPO 等非営利法人である場合

- 事業目的の営利・非営利に関わらず、報酬を得て旅行業法第 2 条第 1 項に掲げる行為を事業として行う場合には、旅行業の登録が必要。

(参考) NPO 等非営利法人の旅行業登録の例

- 社名 (通称) : 東京都八丈島八丈町 (八丈町営バス)
登録番号 : 東京都 3-1882
- 社名 (通称) : NPO 法人国際交流カルチャークラブ (カルチャークラブ)
登録番号 : 大分県 3-115

○論点 1 3 旅行取引を行う事業者が海外で事業を営む者である場合

- インターネットを介した取引であり、当該事業者の営業所が国内に存するとは認められない場合は、国内で旅行業を営んでいるとは考えられないため、旅行業の登録は不要。

○論点 1 4 旅行取引を行う者がトラベル・アドバイザー (個人) である場合

- 旅行取引を行う者がトラベル・アドバイザーであっても、報酬を得て法第 2 条第 1 項に掲げる行為を事業として行う場合には、旅行業の登録が必要。

⇒ <論点 1 2 ~ 1 4 共通>

なお、消費者保護の観点からは、国や旅行業協会などにおいて、旅行業法の登録を受けていない者や海外の旅行者との取引については、営業保証金制度などの旅行業法に基づく消費者保護の措置の適用がないことを消費者に周知するための取組みが必要である。

旅行業協会においては、インターネット、パンフレット、小冊子により、旅行契約における注意事項等、消費者向けに注意喚起を行っている。

【参考 1-2 参照】

学校教育に関しては、文部科学省で定める学習指導要領において、「消費者教育」に関する定めがある。【参考 1-3 参照】

【ダイナミックパッケージについて】

新たな旅行の取引形態として、ダイナミックパッケージを行っているケースが散見されるため、この取引に対する旅行業法の適用関係を以下のとおり整理する。

○論点1 旅行業者が手配すべき個々の運送・宿泊機関等を予め選定し、そこから旅行者が選択し全体の旅行計画を組み立てることから、旅行者から見た場合の募集性と旅行業者から見た場合の受注性の両面を持つが、旅行業務範囲についてどのように考えるべきか。【参考2-1参照】

→ 旅行者から当該サイトへアクセスし、目的地、日程等を入力するものの、旅行業者が予め選定した個々のサービスから構成される旅行内容、旅行代金が表示され、その中から旅行者が選択することとなるので、募集型企画旅行と考えられ、第3種旅行業者としての登録では足りないとする。

【ギャザリングについて】

新たな旅行の取引形態として、ギャザリングを行っているケースが必ずしも見られるわけではないが、今後、想定される取引として、この取引に対する旅行業法の適用関係を以下のとおり整理する。

○論点2 旅行業の登録を受けていない者が、インターネットを用いて日常的に接触のある団体内部を超えて、参加者を募り、一定の旅行者が集まった段階で旅行業者にそれを引き受けさせるような行為（ギャザリング）について、どのように考えるべきか。【参考2-2参照】

→ インターネットにおいて、ギャザリング実施者が日常的な接触のある団体内部を超えて参加者を募ることは不適切であり、旅行を企画して参加者を募集し、旅行代金についてギャザリングを行うことは、無登録営業に該当するおそれがある。

【オークションについて】

新たな旅行の取引形態として、オークションにより行っているケースが散見されるため、この取引に対する旅行業法の適用関係を以下のとおり整理する。

○論点3 旅行業者が最低落札価格を決めるなどした上で、旅行者に入札させ、入札価格の高いものから落札者として旅行契約を締結するような募集方法（オークション取引）を認めてよいか。【参考2-3参照】

→ 次のような要件を満たす場合には、オークション取引を認めて良いこととする。

- ・ 旅行業法第12条の7の規定に従って広告表示が行われていること
- ・ 旅行業法に基づき営業所に掲示すべきこととされている事項（旅行業務の取扱いの料金、旅行業約款、標識）がホームページに掲載されていること（リンクを含む）
- ・ 落札をもって「予約」が成立したものとし、改めて取引条件説明書面を交付するなどして旅行業法に従った手続きにより契約が行われること

○論点4 旅行者が行う場合は、旅行者の交代が担保されたものではないため旅行者交代がならず旅行に参加できない場合があり得るが、こうした事態をどう回避するか。

→ 業として行うものでない以上、旅行業法上の規制は行えないが、落札者への旅行者交替が行えないリスクがあることから、このような取引上の危険を利用者に十分周知する。

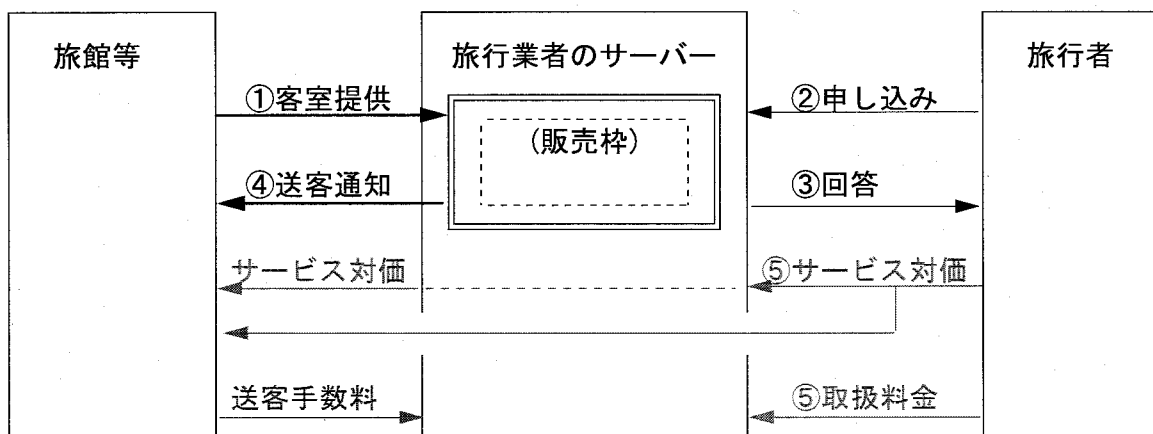
旅行商品のインターネット販売の模式図

(「インターネット取引検討部会報告書」(平成18年1月・日本旅行業協会)より抜粋)

1. ポータルサイトの業法適用

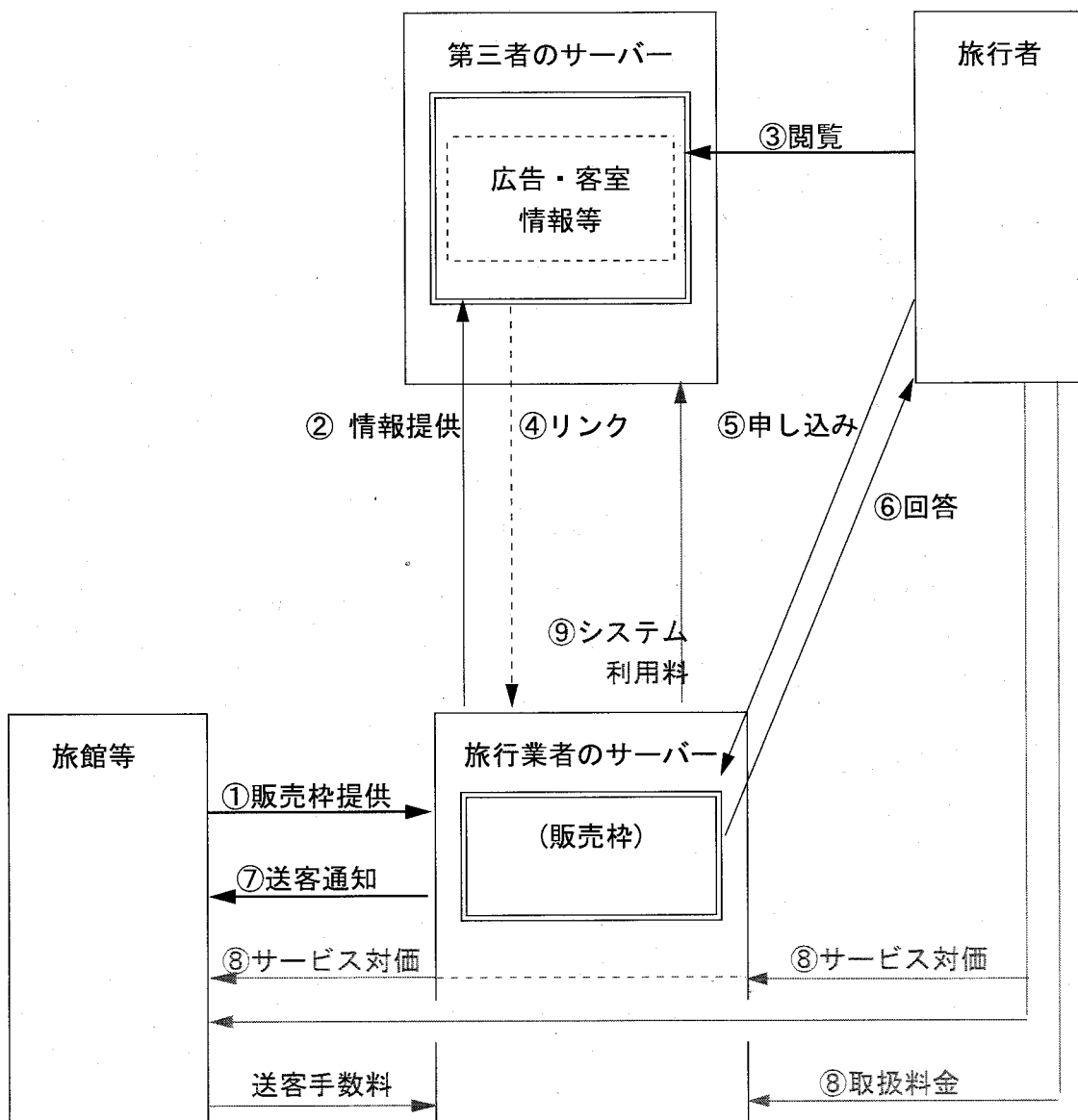
【パターン1】

- ポイント：(1) 旅行業者が運営するサイトに旅行の広告、サービス提供者の空室(空席)情報を掲示し、そのサイト上で旅行者からの申込を受け、旅行契約が締結される。(①、②、③)
- (2) サービス対価(宿泊代金、運賃等)は、旅行業者に支払われるか、又はサービス提供者に旅行者が直接支払う。(⑤)



【パターン2】

- ポイント：（１）第三者の運営するサイトに旅行業者が旅行の広告・サービス提供者の空室（空席）情報を掲示し、当該広告等からリンクされた旅行業者のサイトで旅行の申込、契約が締結される。（①、②、③、④、⑤、⑥）
- （２）サービス対価（宿泊代金、運賃等）は、旅行業者に支払われるか、又はサービス提供者に旅行者が直接支払う。（⑧）
- （３）旅行業者は、広告掲載等を行っている第三者にシステム使用料をう。定額または、契約の成立件数に応じて支払う。（⑨）



【パターン3】

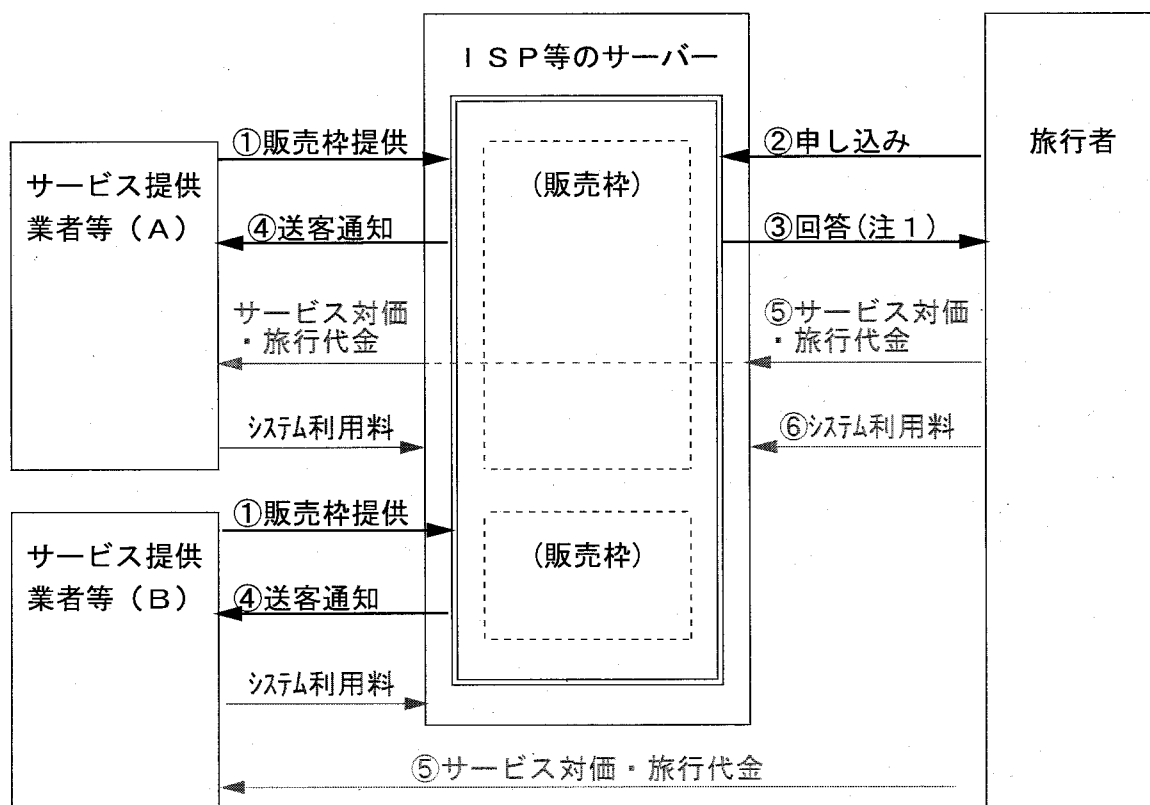
- ポイント (1) I S P等^(※)は、サービス提供者から、販売枠の提供を受け、旅行者はI S P等のサイト上で、サービス提供者等との間でサービス提供に関する契約を締結する。(①、②、③)
- (2) サービス提供者等^(※)の間で契約(予約)成立したことの通知はI S P等のサイトの画面上にI S P等の名前で表示されるか、あるいはI S P等から旅行者宛にe-mail等で通知される。(③)
- (3) サービス対価・旅行代金は、旅行者からI S P等宛に支払われるか、或いは旅行者が直接サービス提供者等に支払う。(⑤)
- (4) I S P等は、旅行者からシステム利用料等の名目で料金を受け取ることがある。(⑥)

※ I S P等：

上述の機能を提供するインターネットサービスプロバイダー又はこれと同等のシステムを提供する旅行業者をいいます。

サービス提供者等：

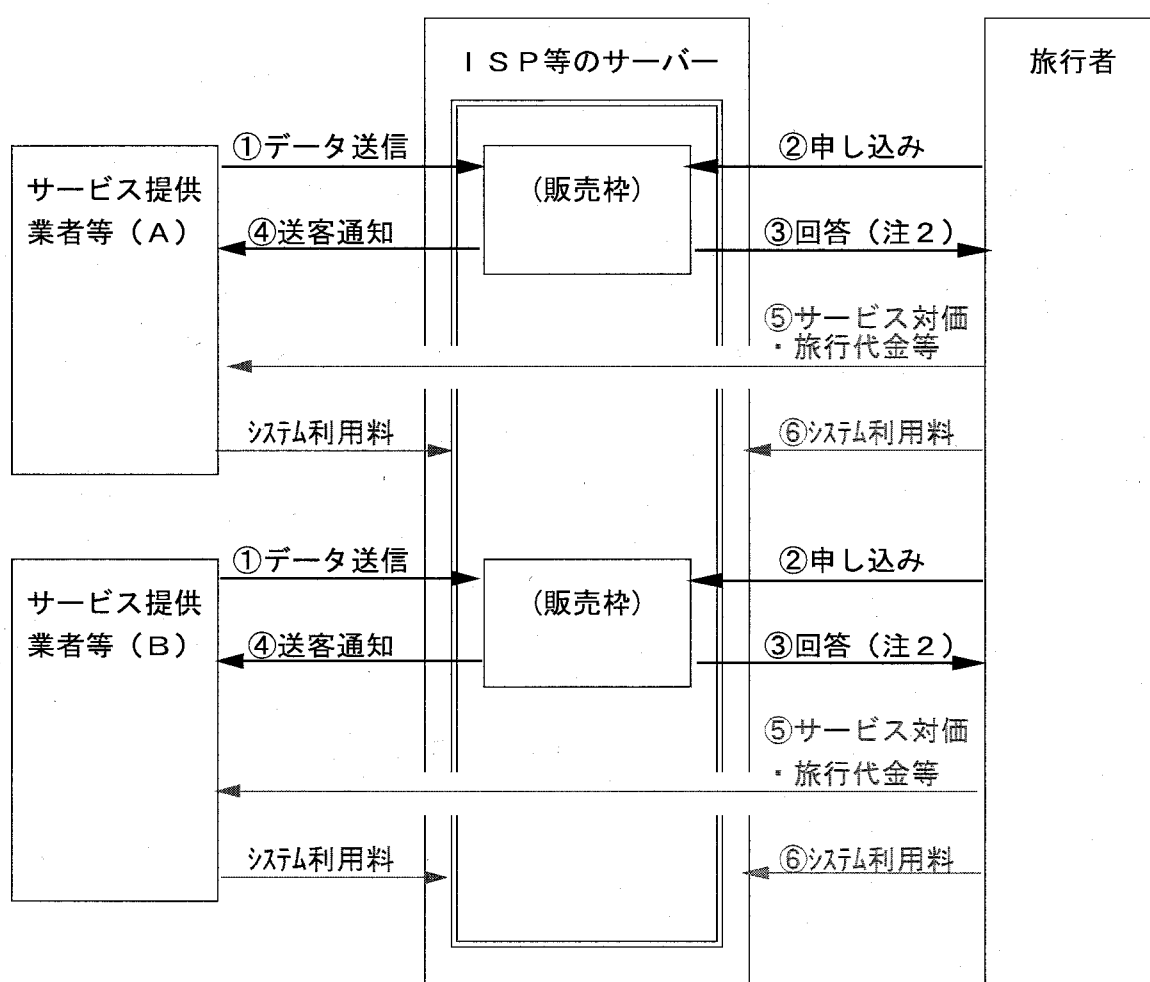
運送・宿泊等を提供するサービス提供機関又は募集型企画旅行等を提供する旅行業者をいいます。



注1：I S P等の名前で回答

【パターン４】

- ポイント
- (１) サービス提供者等は、ＩＳＰ等のサーバーに販売枠を登録する。(①)
 - (２) 旅行者はＩＳＰ等のサイト上で、サービス提供者等との間でサービス提供に関する契約を締結する。(②、③)
 - (３) サービス提供者等の中で契約(予約)成立したことの通知はＩＳＰ等のサイトの画面上にサービス提供者等の名前で表示されるか、あるいはサービス提供者等の名前で旅行者宛にe-mail等で通知される。(③)
 - (４) サービス対価・旅行代金は、旅行者から直接サービス提供者等に支払う。
 - (５)
 - (５) ＩＳＰ等は、旅行者からシステム利用料等の名目で料金を受け取ることがある。(⑥)



注 2 : サービス提供者等の名前で回答

社団法人日本旅行業協会は旅行業の健全な発展のため、旅行者と旅行会社に関する調査・広報活動を行っています

社団法人日本旅行業協会

HOME

サイトマップ

リンク集

English

Chinese

JATANAVI

ニュースリリース

JATAについて

会員リスト

旅行業まるわかり

電子旅行取引

会員専用ページ

一般のおみなさまへ

安心・安全の旅

旅のあれこれ

消費者相談

旅行会社・店舗検索

総合旅行業特取扱管理者試験

旅行業界のみみなさまへ

各種様式

資料購入

資料・統計



ATTENTION!

外国の旅行会社のホームページへの申込に注意してください

最近外国の旅行会社が、日本語のホームページで旅行を募集しているケースが見られます。このようなホームページから外国の旅行会社に旅行を申し込んだ場合は、日本の旅行会社と取引した場合に受けられる法律上の保護を受けることはできません。

ホームページを見て旅行を申し込む前に…

ATTENTION!

ホームページが日本の旅行会社のものか、外国の旅行会社のものか確かめましょう。

■ 日本の旅行会社であることは、旅行業の登録番号で確認できます。

第一種旅行業者の場合

国土交通大臣登録旅行業第〇〇〇号

第二種・第三種旅行業者の場合

●●県知事登録旅行業第〇-〇〇〇号

- ※ 旅行業の登録番号は、会社名の付近に記載されていることが多いようです。
 - ※ 外国の政府機関等の許認可番号を記載している旅行会社もありますので、必ず「国土交通大臣登録」、「〇〇県知事登録」等の記載を確認してください。
 - ※ 登録番号の記載がない旅行会社は、無登録(違法)の旅行会社か、外国の旅行会社の可能性があります。
- 旅行業の業務範囲(第一種、第二種、第三種)の違いについては[こちら](#)をご覧ください

ATTENTION!

外国の旅行会社と取引した場合は、例えば次のような違いがあります。

- 取引条件は日本の旅行会社のものと同じではありません。それぞれの国ごとに違う内容となっています。取消料など、日本の旅行会社よりも厳しい条件のものも少なくありません。
- 外国の旅行会社との間でトラブルがあった場合に、日本には苦情の解決のための相談・あっ旋に応じてくれる窓口がほとんどないと思われます。
- 外国の旅行会社と争う場合は、旅行会社の国の裁判所に訴え、その国の法律に従って裁判を進めなければならないと思われます。
- 万一、外国の旅行会社が倒産したような場合は、その国の法律に従って処理されます。日本の旅行業法で定めた営業保証金制度、弁済業務保証金制度による弁済は受けられません。

外国の旅行会社に旅行を申し込むときは、予め上記のような点をご理解いただきますようお願いいたします。

① インデックスへ戻る ② このページの TOP へ戻る

学校教育における「消費者教育」の取り組み

文部科学省では、国としての学校教育の大綱的な基準としての学習指導要領を定めており、それに基づき、教育委員会の判断等により、教科書、教育委員会で作成した副読本等を使用した授業を実施している。

【参 考】

小学校学習指導要領（抜粋）

家庭〔第5学年及び第6学年〕

(7) 身の回りの物や金銭の計画的な使い方を考え、適切に買物ができるようにする。

ア 物や金銭の使い方を自分の生活とのかかわりで考えること。

イ 身の回りの物の選び方や買い方を考え、購入することができること。

中学校学習指導要領（抜粋）

技術家庭

(4) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

ア 販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

高等学校学習指導要領（抜粋）

家庭基礎

(3) 消費生活と環境

家庭経済や消費生活に関する基礎的な知識を習得させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させ、消費者として責任をもって行動できるようにする。

ア 家庭の経済と消

家庭の経済生活，社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。

家庭総合

(5) 消費生活と資源・環境

家庭の経済生活，消費者の権利と責任などについて理解させるとともに，現代の消費生活の課題について認識させ，資源や環境に配慮し，消費者としての適切な意思決定に基づいて，責任をもって行動できるようにする。

ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題，消費者問題と消費者の保護，消費者の責任及び生活情報の収集・選択と活用について理解させ，消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにする。

ダイナミックパッケージの事例

グローバルトラベルオンライン（株）

トップページ

空席紹介中です

日本初のダイナミックパッケージ(ホテル+航空券)/住友商事出資の海外専門オンライン旅行会社



メニュー

- My Page
- お問合せ/Q&A
- 初めての方へ

グローバルメニュー

- TOPへ戻る
- ダイナミックパッケージ
- 航空券
- ホテル
- キャンペーン
- ブログ
- 旅行スタイル
- オプション

ダイナミックパッケージの
ご利用ガイドはこちら

パッケージツアー 【100都市、20,000商品】(2006年12月4日現在)

検索条件

1都市訪問

2都市訪問を希望される方はこちら

2都市訪問

エリア指定

検索

現地出発日

出発時間帯

出発空港/都市

到着空港/都市

2006/12 22 東京(成田+羽田)

2006/12 23 東京(成田+羽田)

人数

大人 1 子供 0 乳幼児 0
(12歳以上) (2歳以上12歳未満) (2歳未満)※日本出発時点での年齢
※乳幼児は座席は確保されません。
座席が必要な場合は子供としてご予約下さい。

航空・宿泊タイプ

エコノミー

航空会社

指定しない

ホテル宿泊費

1部屋

日程等の欄に日程、出発地、目的地、人数、サービスの種別等の必要事項を入力後検索

選択画面（入力内容に応じ、提供可能な旅行内容及びその代金を表示）

[検索開始](#)
[検索結果一覧](#)
[空席照会](#)
[ホテル部屋情報](#)
[選択内容確認](#)
[約款](#)
[予約情報登録](#)
[最終確認](#)
[決済方法選択](#)
[手続き完了](#)

ご提供できる商品の一覧

航空会社

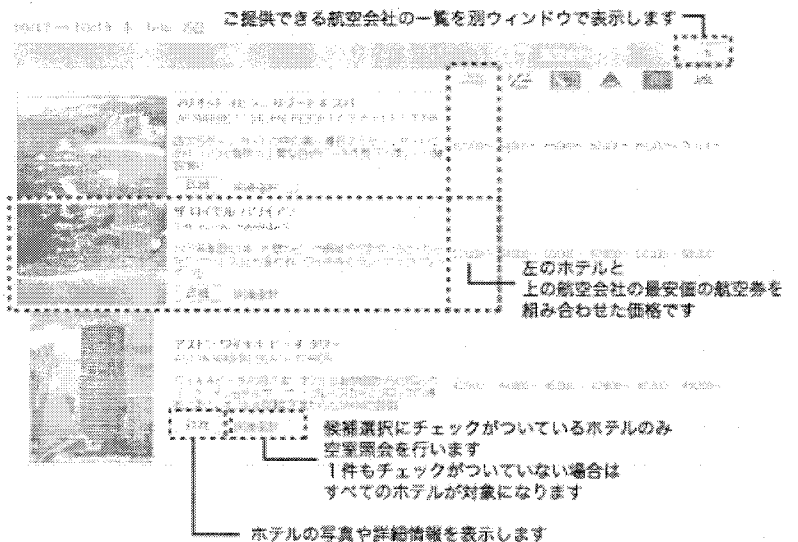
ノースウエスト航空

グアムでのホテル

オハナ オーシャンビュー グアム
 ホリデイリゾート グアム
 レオバレスリゾート グアム ベルヴェデーレ(ホテル)ノラ クエスタ(コンド)
 ヒルトン グアム
 スターツ グアム リゾート
 オハナ ベイビュー グアム
 グアム マリオット リゾート&スパ
 グアム ホテル オークラ ザ タワー
 アウトリガー グアム リゾート
 ニッコー グアム
 パシフィック アイランド クラブ グアム(P.I.C.グアム)
 グアム ホテル オークラ ザ タワー (大人2名+子供1名 1室利用)
 ウェスティン グアム
 ニッコー グアム (大人2名+子供1名 1室利用)
 パシフィック アイランド クラブ(P.I.C.)グアム (大人2名+子供1名 1室利用)
 ハイアットリージェンシー グアム
 ハイアットリージェンシー グアム (大人2名+子供1名 1室利用)

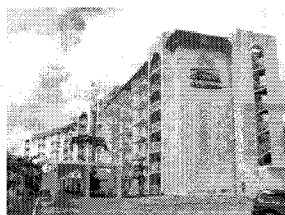
画面の説明

- ※上記の航空会社とすべてのホテルの組み合わせが可能です。
- ※航空券の空席照会は時間がかかるため、価格の安い順に空席を探し、空席が見つかった時点で空席照会はいったん終了します。
- ※ホテルは、候補選択のチェックボックスにチェックが付いているものだけ空室照会を行ないます。
- 何もチェックが付いていない時は、全てのホテルの空室照会をします。
- ※下記表内の金額は、航空券とホテルの最安値を組み合わせた場合の参考価格です。航空券空席照会結果により金額が確定します。



12/22 → 12/23 グアム 1泊

※表示の「1名あたり料金」は旅行費用総額を大人・子ども・幼児に係わりなく人数で割ったものです。



オハナ オーシャンビュー グアム

OHANA Oceanview Guam

タモン湾の北部の繁華街から、少し内陸部の丘の上にあり、眺望の良いホテル。【グアム国際空港～ホテル間の送迎が含まれています】【「部屋指定なし」は幼児を除く添い寝不可】

[詳細](#)

候補選択 ☐

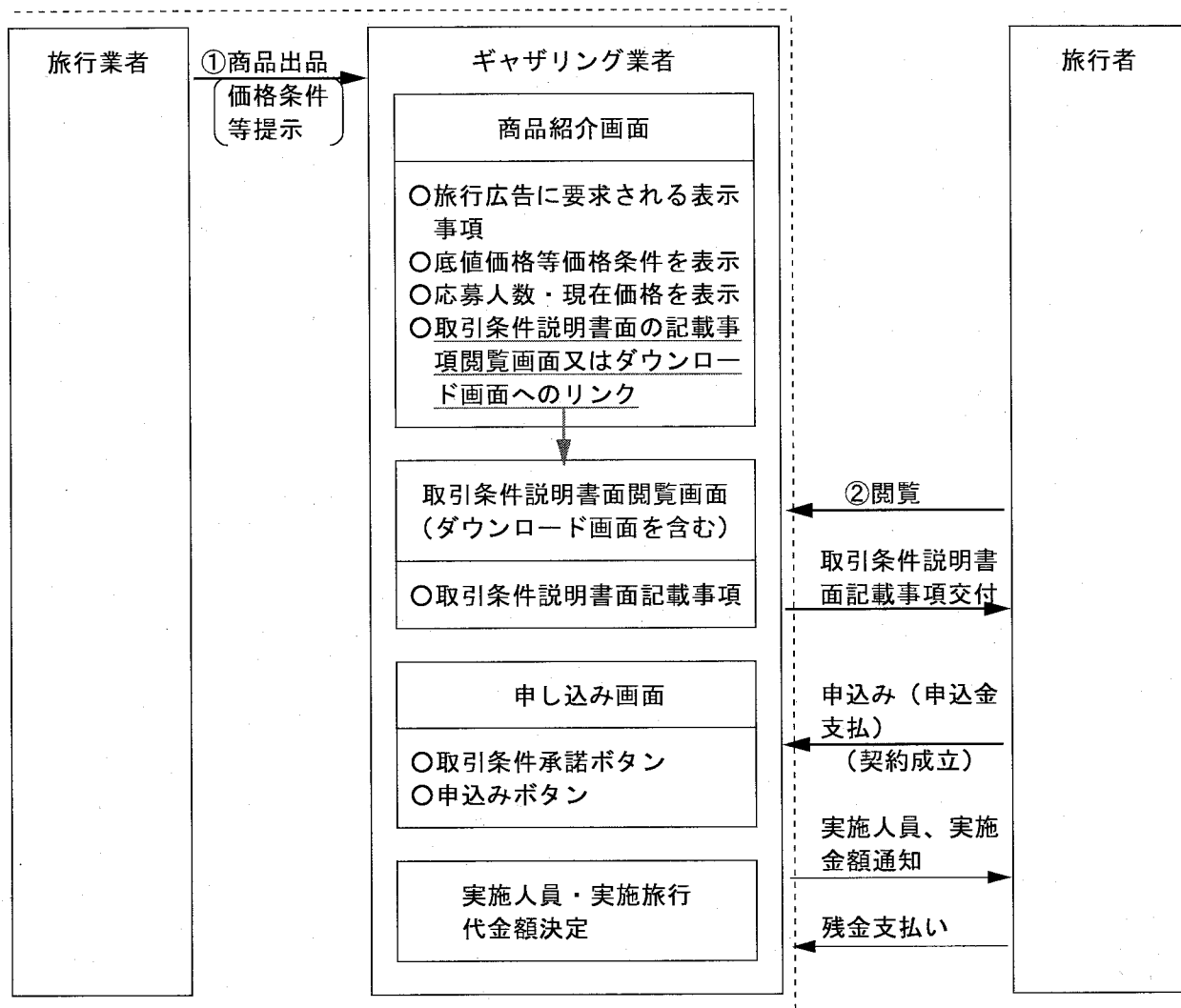
航空会社

ANA

1名あたり
106,000
円～

人数合計
106,000
円～

ANA



募集広告イメージ

〇〇ツアー

～1 ツアーあたりの参加人数が増えれば旅行代金が安くなるお得なツアーです。～

参加人数	旅行代金 (1人あたり)
30人～50人	100,000円
15人～29人	120,000円
5人～14人	150,000円

※最少催行人員 5名

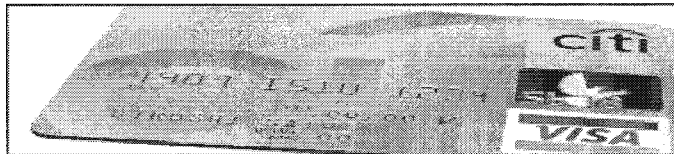
オークションサイトの事例

旅おく.com

旅おく.com - オークション

<http://www.tabioku.com/auction/index.html?state=ope..>

旅行オークションと旅行情報のサイト

[利用方法はこちら](#)[会員登録はこちら](#)[トップ](#) >> [オークションTOP](#) >> [パッケージツアーオークション一覧](#)世界が認める信頼の1枚
シティ ゴールドカード

新規入会キャンペーン実施中▶▶▶

[パッケージツアーオークション](#)[宿泊施設オークション](#)[チケット](#)

「航空券と宿泊」のセット商品

「宿泊」のみの商品

「航

開催中のオークション

写真	タイトル	出発地	現在の価格	入札
	WEラブバンコク4日間 タイ国際航空利用お値うちホテルプラン(指定不可)	成田空港	1円	0
	ディズニーランド・リゾート満喫 5日間	成田空港	1円	0
	ホノルルスティ5日間カジョアルプラン	成田空港	1円	0
	ノースウエスト航空で行く グアム 3日間 (朝食/夜着)	成田空港	1円	0

開始E
(日) 2:
終了E
(土) 2:開始E
(日) 2:
終了E
(日) 2:開始E
(日) 2:
終了E
(日) 2:開始E
(日) 2:
終了E
(日) 2:[TOPページへ](#)[利用規約](#) | [プライバシーポリシー](#) | [オークション出品・広告掲載について](#) | [会社概要](#) | [お問い合わせ](#)



旅行オークションと旅行情報のサイト

[利用方法はこちら](#)

[会員登録はこちら](#)

[トップ](#) >> [オークションTOP](#) >> [パッケージツアー（海外）](#) >> [商品詳細](#)



入札受付中!

ディズニーランド・リゾート満喫 5日間

出品商品の詳細

入札の情報

目的地	アメリカ
出発地	成田空港
部屋条件	2名1室利用
食事条件	食事なし
出品数	1組
旅行日数	5日間
出発可能期間	2007年1月8日(月)～2007年1月15日(月)
入札開始価格	1円
入札単位	1,000円
決済方法	銀行振込
オークションNo.	00264

開始日時	12月17日(日) 23時0分
終了日時	12月24日(日) 23時0分
入札上限額	81,800円
即決落札設定	81,800円
最低落札価格	設定あり
現在の価格	1円
残り時間	5日23時間8分
最高額入札者	—
入札件数	0 (入札の詳細)
ウォッチリスト登録数	0

入札の際

1

※ 現在、最低落札価格を超えておりません。

[詳しいご旅行条件と日程表](#)

出品者の情報

[近畿日本ツーリスト東京西法人旅行支店](#)

[出品者へ質問](#)

商品の情報

[入札履歴](#)



カリフォルニアならではのディズニーの世界を、滞在しながら朝から夜までとことん楽しもう！（利用ホテル：アナム・プラザ、シェラトン・アナハイム、ディズニー・パラダイス・ピア・ホテル、ディズニーランド・ホテル、ディズニー・カリフォルニア・ホテル）